

介護休業手当金請求書

決定額 円

所属機関 □ □ □		組合員氏名 共済 太郎	
組合員証記号番号	記号 ○○○	番号 ○○○○	生年月日 <input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 令和
組合員の介護を必要とする者 介護休業の期間			
氏名	共済 ハナ江		続柄 母 (初日) 令和 ○ 年 3 月 15 日 から
住所	○○市○○1-2-3		(末日) 令和 ○ 年 6 月 30 日 まで
各月休業日数 及び請求額	3 月分	4 月分	5 月分
	5 日	9 日	21 日
標準報酬月額	○○ 等級	請求期間	請求金額
	○○○,○○○ 円	令和 ○ 年 3 月 15 日 から 令和 ○ 年 6 月 30 日 まで	○○○,○○○ 円

上記のとおり請求します。
奈良県市町村職員共済組合理事長 殿
令和 年 月 日

請求者 住所 ○○市○○1-2-3
氏名 共済 太郎 印

請求する月ごとに記入してください。
単月ごとの請求も可能です。

請求する月ごとに曜日を記入し、
介護休業を取得した日に○印を付けて
ください。

所属所の証明欄 (以下の欄は請求者の記入は不要です。)

3月分							4月分							5月分							6月分						
曜日							曜日							曜日							曜日						
金	土	日	月	火	水	木	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	火		
1	2	3	4	5	6	7	1	②	3	4	⑤	6	7	①	②	3	4	5	6	⑦	1	2	③	④	⑤	⑥	⑦
8	9	10	11	12	13	14	8	⑨	10	11	⑫	13	14	⑧	⑨	⑩	11	12	⑬	⑭	8	9	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
⑮	16	17	18	⑰	20	21	15	⑰	18	⑱	20	21	⑮	⑰	⑱	20	21	⑲	⑳	15	16	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	
⑳	23	24	25	㉑	27	28	㉒	㉓	24	㉕	26	27	28	㉒	㉓	㉔	25	26	㉗	㉘	22	23	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘
㉙	30	31					㉙	㉚	31					㉙	㉚	㉛					29	30	31				
計5日							計9日							計21日							計20日						

曜日を記入し、介護休業を取得した日 (時間単位は除く) に○を付してください。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日

所属所長 職名 □ □ □ 長
氏名 △ △ △ △ 印

報酬支給額にかかる証明欄

期間	令和 ○ 年 3 月 1 日 ~ 31 日	令和 ○ 年 4 月 1 日 ~ 30 日	令和 ○ 年 5 月 1 日 ~ 31 日	令和 ○ 年 6 月 1 日 ~ 30 日
要勤務日数	21日	22日	23日	20日
報酬①	本来の支給額	本来の支給額	本来の支給額	本来の支給額
種別	支給実績	支給実績	支給実績	支給実績
給料	440,000円 338,475円	470,000円 274,770円	470,000円 14,463円	470,000円 36,155円
地域手当	44,000円 33,845円	47,000円 27,470円	47,000円 1,430円	47,000円 3,600円
報酬②	本来の支給額	本来の支給額	本来の支給額	本来の支給額
種別	支給実績	支給実績	支給実績	支給実績
扶養手当	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円
住居手当	27,000円	27,000円	27,000円	27,000円

請求する月ごとに本来の支給額と支給実績を記入してください。

介護休暇により出勤しなかった期間の給与額等については、勤務一時間当たりの給与額に当該勤務しなかった期間の時間数を乗じて得た額を減額することとなっています。

※ 下記の介護休業により勤務しなかった期間の給与額の算定方法は、一般的な例であり、勤務時間1時間当たりの給与額算定方法等、条例によりこれと異なる算定方法が定められている場合には、その方法によります。

上記の記載事項は、事実と相違ないものと認めます。

令和 年 月 日 所属所長又は 職名 □ □ □ 長
給与事務担当者 氏名 △ △ △ △ 印

基本給	減額対象手当	要勤務日数		
(440,000円 + 44,000円) ÷ 21日	(470,000円 + 47,000円) ÷ 22日	(470,000円 + 47,000円) ÷ 23日	(470,000円 + 47,000円) ÷ 20日	(3月分) = 23,047.6円
				(4月分) = 23,500.0円
				(5月分) = 22,478.3円
				(6月分) = 25,850.0円

(基本給 + 減額対象手当) × 12	1時間あたりの単価	
	= 2,882円 (3月分)	… (イ)
※ (7.75(7h45m) × 5日 × 52週を 設定しています。)	= 3,079円 (4月分)	
	= 3,079円 (5月分)	
	= 3,079円 (6月分)	

(イ) 1時間あたりの単価 × 7.75 (7時間45分)	1日あたりの単価	
= 22,335.5円 (3月分)	= 22,362.3円 (4月分)	… (ウ)
	= 23,862.3円 (5月分)	
	= 23,862.3円 (6月分)	
	= 23,862.3円 (6月分)	

減額対象となる手当 ÷ 22日 =	1,977.3円 (3月分)	… (エ)
	1,977.3円 (4月分)	
	1,977.3円 (5月分)	
	1,977.3円 (6月分)	

(ア)	(ウ)	(エ)	調整額 (日額)	調整額 (日額)	支給日数	調整額 (月額)
23,047.6円 -	22,335.5円 +	1,977.3円 =	2,689円 (2,689円 ×	5日 =	13,445円)
23,500.0円 -	23,862.3円 +	1,977.3円 =	1,977円 (1,977円 ×	9日 =	17,795円)
22,478.3円 -	23,862.3円 +	1,977.3円 =	1,977円 (1,977円 ×	21日 =	41,523円)
25,850.0円 -	23,862.3円 +	1,977.3円 =	3,965円 (3,965円 ×	20日 =	79,300円)

※に当てはまる給与と条例上の式を
チェックしてください

- 7.75 (7h45) × 5日 × 52週
- 7.75 (7h45) × 5日 × 50週
- その他

チェック項目内容に応じて※の計算式を調整してください。